

落札者決定基準

工事名:○○○○工事
工事番号:第〇一〇号
工事場所:○○市 ○○町○○

【発注部局】県土マネジメント部
【工種(区分)】解体

■落札者決定基準【技術提案評価型①】

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配 点
技術提案書 (注1)	総合的なコストの縮減に関する項目 (注3)	・維持管理費・更新費		(評価内容および配点は案件毎に決定) 小計 6~12点 満点
		・その他、補償費 等		
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注3)	・初期性能の持続性の向上		
		・強度、耐久性、安定性の向上		
		・供用性の向上 等		
	社会的要請の対応に関する項目 (注3)	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染など)		
		・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)		
		・特別な安全対策		
		・省資源対策又はリサイクル対策		
企業の施工実績等 (注2)	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			c. 上記a、bに該当しない	0
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に解体工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1
			b. 上記aに該当しない	0
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	災害協定の締結		a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1
			b. 上記aに該当しない	0
加 算 点 合 計				9~15点満点

(注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る项目的記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は失格とし、入札参加を認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。

(注2) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

(注3) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。